

第3回情報法セミナー in 京都

京都大学大学院法学研究科博士課程

音 無 知 展

OTONASHI Tomohiro

2017年12月2日に、第3回情報法セミナーが京都大学で開催された。以下で、講演の内容及びその後のパネル形式の質疑応答（以下、単に「パネル」という。）の概要を報告したい。

まず、山本龍彦慶應義塾大学教授（情報法制学会編集委員）から、『AIネットワーク社会においてプライバシーはそもそも可能か?』という題で、講演があった。はじめに、①大量のデータ収集・集積、②解析、③プロファイリング、④プロファイリング結果の利用、というビックデータの基本サイクルを説明した上で、このサイクルを切断しかねないプライバシーの行使を困難にするような技術やデザインが利用されがちであり、現状ではプライバシーの実現は困難であるという問題意識が示された。しかし、プライバシーのない社会、すなわち相関する情報はすべて利用する社会において失われるものとして、更生・人生のやり直しの機会、自ら選択していない事実への偏見、ペルソナの使い分け（どのような自分をどの関係で見せるか）を挙げ、ひいては個人の尊重（憲法13条）まで失われうるのではないかと言う。

それらが失われるべきでないと考えれば、どのような対応が考えられるかについて、「ノイズを送る」という選択肢が紹介された。あえて自分の調べたくもないものを検索して検索履歴によるプロファイリングの正確性を下げる、というようなものである。この点については、パネルにおいてノイズを送ることの社会全体への深刻な不利益が予想されることが指摘されたが、山本先生からは、上記の対応はあくまでセカンドベストの方法であると説明された。「ノイズを送る」という選択肢を個人が有することで、国家や企業側はその不利益を避けるためにプライバシーに配慮するだろうということである。

そして、プライバシーを維持することで、AIによる予測の正確性は下がり、AIの能力を相対

化することで、個人の尊重も維持できるのではないか、という構想が講演の最後に示された。

次に、成原慧東京大学大学院情報学環客員研究員（現九州大学准教授、JILIS研究員）から『プライバシーはなぜ必要か?—「プライバシーなんていらん!？」という問いから考える』という題で、プライバシーの基礎的な議論について講演があった。昨今のプライバシー懐疑論が逆説的にプライバシーの価値を浮かび上がらせている、との認識を示した上で、プライバシー侵害の例として「監視」と「データベース化」という二つの問題を取り上げて説明がされた。そこでは、「監視」が個人が国家や社会の反応を先回りして萎縮してしまうことに着目していた古典的なプライバシー問題であるのに対し、「データベース化」はデータベースやプロファイリングによって個人が先回りされてしまうという現代的プライバシー問題であるとされる。後者の問題は、具体的には①確率という名の牢獄の問題（アルゴリズムが出した低評価・低スコアに一生つきまともわれて社会的・経済的に排除される）と②個人の自律と民主主義が歪められるリスクが含まれているという。

また、プライバシー概念についても、「問題発見のための」、「(法に取り込みうる)社会規範としての」または「価値・原理としての」プライバシーというように目的に応じて使い分けることで、有用性を発揮するのだと主張された。そして、価値・原理としてのプライバシーは多元的かつ文脈的ではあるが、社会の問題を捉える概念としてのプライバシーにおいては、空間プライバシー、情報プライバシー、行為（自己決定権）の境界がぼやけてきており（空間と情報ではIoTなど、情報と行為ではパーソナルナッジなど）、プライバシー概念の再統合の可能性が示された。この点については、パネルでも関心が寄せられていた。

最後に、プライバシー概念が形成されていく議論は一般市民に開かれた民主的なものであるべきだという言葉で講演が締めくくられた。

続いて、工藤郁子マカイラ株式会社コンサルタントから『民主主義とプライバシー』という題で、民主主義的な意思決定過程への介入について講演があった。アメリカの大統領選挙においてプロファイリングや誘因を巧みに用いた選挙運動が展開されている近年の状況や、「友人が投票した」という投稿を見た人は投票しやすくなることを示したFacebook上での投票行動に関する社会実験などを紹介した上で、ウェブ上で人々の投票行動を操作して自分に有利な選挙結果を得ようとするデジタルゲリマンダーの問題を指摘する。他方で、肯定的に受け止められがちなナッジの仕組みやフェイクニュース対策が人間の投票行動に及ぼす影響を考えると、デジタルゲリマンダーと線引きができるのか、という問題意識も示された。

その後、実務はどう対応すべきかについての考察が示された。プライバシー権の法的構成とプライバシー概念に言及し、自己情報コントロール権という通説的見解については、その内実である基礎概念の検討が今後の課題だと指摘されているとする。そこで、自己決定概念による説明可能性やプロセスのアプローチでも価値へのコミットメントが避けられないことなどを視野に入れながら悩みを見せつつも、実務上は「プライバシー権は何か」を棚上げして、プロセス・ガバナンスの問題として処理するのが望ましいのではないかと提案して講演を結んだ。パネルにおいては、選挙運動への民間企業としてのかかわり方が職業倫理として悩ましいといい、喫緊の問題であることが伺われた。

最後に、生貝直人情報通信総合研究所法制度研究部研究員（現東洋大学准教授・JILIS研究員）から、『移動の自由とプライバシー』という題で、GDPR（EU一般データ保護規則）に導入されるデータポータビリティの権利をテーマに講演があった。まず、同権利はデータ主体が自らデータ管理者に提供した個人データを①再利用しやすい機械可読なフォーマットで取り戻すと共に、②技術的に可

能な場合には他の管理者に直接移転させることができる権利であること、同権利の対象となる情報の範囲、そして、コストをデータ主体は原則負担しないこと、などの概要が説明された。また、データポータビリティの規定がGDPR以外にも存在していることも指摘した上で、同権利の導入が、サービス間の移行を円滑にするという独占禁止のような競争政策的側面と、個人データに対するデータ主体のコントロールの強化という側面を有しているとする（さらに、パネルの応答では蓄積されていくデータをみんなで利活用していこうという産業政策的側面も指摘された）。

そして、①IoTとデータとAIが連携するAI社会（第四次産業革命）と②情報圏のログが個人を規定するようになる、ヒトの情報生命体化、という現在起こりつつある二つの革命を前提とすると、データポータビリティの重要性が明らかになるとする。すなわち、それが無い場合、ライフログを多く含んだ車などの身近なモノの自由な買い替えが困難になる、または、自分のログすべてを開示して他者（あるいはAI）と向き合いたい場面でもできない、などの弊害が生じるのである。移動の自由は人としての生に不可欠な前提である、と熊本地裁の判決文（熊本地方裁判所平成13年5月11日判決）を引用しながら示し、情報生命体化した人間にとってはデータポータビリティが認められないのは身動きが取れない状態に等しいとして、データポータビリティに移動の自由との共通性を見出す。

そして、同権利がウェブ上での囚われの聴衆問題への解決にも繋がりうることを示し、また、情報信託銀行というアイデアを披露して講演を終えた。パネルでは、同権利の対象がはっきりしないと情報に対する所有権というモデルの限界を克服できないという指摘がなされたが、現時点では問題領域ごとに一つ一つ判断して、判断を蓄積しながら適切な対象を把握していくしかないのではないかと応答がされた。

ここでは十分に紹介できなかったものの、パネルでは多くの質問が投げかけられ、活発な議論がなされた。